

I 障がい者手帳の交付

1 身体障がい者手帳

<p>内 容</p>	<p>視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び免疫機能に障がいのある人に交付されます。</p> <p>障がいの程度により1級から7級までの等級があります。(7級単独での手帳の交付はありません。)</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>申請手続</p>	<p>都道府県知事の指定医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 健康保険証 <p>市町村民税非課税世帯(生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください。)の人には診断料(文書料)を助成しますので、その領収書をご持参ください。<u>印鑑が必要です。</u></p>
<p>再認定</p>	<p>障がいの状態によって、再認定が必要となる人がおり、手帳交付のときに再認定日が指定されます。</p> <p>手帳に記載されている再認定年月の3箇月前から再認定手続ができます。(おおむね3箇月前に通知文書を発送いたします。)</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 健康保険証 ⑦ 現在お持ちの手帳 <p>市町村民税非課税世帯の人には診断料(文書料)を助成しますので、その領収書をご持参ください。 ※ 申請される人が本人、同一世帯の家族でない人は、承諾書が必要です。</p>

<p>とうきゆうへんこう 等級変更</p>	<p>しょう ていど か おも ばあい さいにんてい おな てつづき おこ くだ 障がい^{しょう}の程度^{ていど}が変わった^かと思われる^{おも}場合は、再認定^{ばあい}と同じ^{さいにんてい}手続^{おな}を行って^{てつづき}下さい^{おこ}。</p>
<p>きょじゅうち 居住地 . しめいへんこう 氏名変更</p>	<p>か き けいさい のものを添えて、下記の^か手続^き窓口^{けいさい}で変更^そ手続^かをして^か下さい^き。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ^{しがい}市外^{てんしゆつじ}への^{てつづきまどぐち}転出^{てんしゆつさき}時の^{しょう}手続^{ふくしたんとうまどぐち}窓口^{しょう}:^{ふくしたんとうまどぐち}転出^{しょう}先の^{ふくしたんとうまどぐち}障がい^{ふくしたんとうまどぐち}福祉^{ふくしたんとうまどぐち}担当^{ふくしたんとうまどぐち}窓口^{ふくしたんとうまどぐち} ■ ^{しな}市内^{てんきよじ}での^{てつづきまどぐち}転居^{しょう}時の^{ふくしか}手続^{ふくしか}窓口^{ふくしか}:^{ふくしか}障がい^{ふくしか}福祉^{ふくしか}課^{ふくしか} <p>【手続に必要なもの】① ^{げんざい}現在^もお持ち^{てちょう}の手帳^{てちょう}</p> <p>② ^{こじんばんごう}個人^{こじんばんごう}番号^{こじんばんごう}カード^{こじんばんごう}(マイナンバー^{こじんばんごう}カード)</p> <p>③ ^{いにんじょう}委任^{にんいだいにん}状^{ばあい}(任意^{ひつよう}代理人^{ひつよう}の場合は^{ひつよう}必要^{ひつよう}です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ^{しめいへんこう}氏名^{ばあい}変更^{しな}の場合は、市内^{てんきよじ}での^{てつづき}転居^{どうよう}時の^{どうよう}手続^{どうよう}と同様^{どうよう}です。
<p>さいこうふ 再交付</p>	<p>てちょう ふんじつまた はそん ^かき ^{けいさい} ^そ ^{さいこうふ} ^{しんせい} 手帳^{てちょう}を紛失^{ふんじつまた}又は破損^{はそん}したときは、下記^かに掲載^{けいさい}のものを添えて、再交付^{さいこうふ}の申請^{しんせい}をして^{さいこうふ}下さい^{しんせい}。</p> <p>【手続に必要なもの】① ^{こじんばんごう}個人^{こじんばんごう}番号^{こじんばんごう}カード^{こじんばんごう}(マイナンバー^{こじんばんごう}カード)</p> <p>② ^{いにんじょう}委任^{にんいだいにん}状^{ばあい}(任意^{ひつよう}代理人^{ひつよう}の場合は^{ひつよう}必要^{ひつよう}です。)</p> <p>③ ^{げんざい}現在^もお持ち^{てちょう}の手帳^{はそん}(破損^{ばあい}の場合^{ばあい})</p> <p>④ ^{かおじやしん}顔^{たて}写真^{たて}(縦^{よこ}4センチ^{よこ}メートル^{よこ}×横^{よこ}3センチ^{よこ}メートル^{よこ})</p>
<p>へん かん 返 還</p>	<p>てちょう こうふ う へん ^{ひと} ^{しぼう} ^{ばあい} ^{しょう} ^{ていど} ^か ^{ほう} ^{さだ} ^{しょう} ^{がいとう} 手帳^{てちょう}の交付^{こうふ}を受けた^う人が死亡^{へん}された^{かん}場合^{へん}や障がい^{へん}の程度^{かん}が変わり^{へん}、法^{へん}に定める^{かん}障がい^{へん}に該当^{へん}し なくな^{へん}った^{かん}時は、下記^かに掲載^{けいさい}のものを添えて、障がい^{しょう}福祉^{ふくしか}課^{まどぐち}窓口^{へんかん}で返還^{てつづき}手続^{てつづき}して^{てつづき}下さい^{てつづき}。</p> <p>【手続に必要なもの】 ^{へんかん}返還^{てちょう}する手帳^{てちょう}</p>
<p>た そ の 他</p>	<p>てちょう たにん じょうとまた たいよ 手帳^{てちょう}を他人^{たにん}に譲渡^{じょうとまた}又は貸与^{たいよ}することは^{たいよ}できません。</p>
<p>まど 窓 口</p>	<p>しょう しょう ふう しょう しか 障がい^{しょう}福祉^{しょう}課^{ふう}</p>

※ ^{しんたいしょう}身体^{しやてちょう}障がい^{とうきゆう}者^{がいとう}手帳^{がいとう}の等級^{がいとう}に該当^{がいとう}するかどうかは、指定^{していいし}医師^{そうだん}にご相談^{そうだん}ください。

※ ^{しんせい}申請^うを受け^つ付けてから^{てちょう}手帳^{こうふ}が交付^{しんせい}されるまでの^{しんせい}所要^{しんせい}時間^{しんせい}

【申請^{しんせい}手続^{てつづき}】・【再認定^{さいにんてい}】・【等級^{とうきゆう}変更^{へんこう}】・・・約^{やく}50日^{にち}から約^{やく}70日^{にち}

【再交^{さい}付^{こう}】・・・・・・・・・・・・・・・・約^{やく}30日^{にち}

なお、^{てちょう}手帳^{こうふ}が交付^{さい}されましたら、障がい^{しょう}福祉^{ふくしか}課^{れんらく}より連絡^{れんらく}させていただきます。

2 療育手帳 知

内 容	<p>障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}によりA^{じゅうど}(重度)、B1^{ちゅうど}(中度)、B2^{けいど}(軽度)に分けられます。</p> <p>障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}に応じたサービス^{りよう}を利用^{りよう}できるようになります。</p>
申請 ^{しんせい} 手続 ^{てつづき}	<p>下記^{かき}に掲載^{けいさい}のものを添^そえて、申請^{しんせい}をしてください。</p> <p>18歳^{さい}以上の人^{ひと}は、簡単^{かんたん}な聞き取り^{ききと}がありますので、必ず^{かなら}事前に^{じぜん}に連絡^{れんらく}の上^{うえ}、手続^{てつづき}してください。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要なもの^{ひつよう}】① 申請書^{しんせいしょ}(障がい福祉課^{しょうふくしか}窓口^{まどぐち}でお渡し^{わた}します。)</p> <p style="text-align: center;">② 顔写真^{かおじやしん}(縦^{たて}4センチメートル×横^{よこ}3センチメートル)</p>
更新 ^{こうしん}	<p>次回^{じかい}の判定時期^{はんていじき}が手帳^{てちょう}に記^{しる}されています。</p> <p>更新^{こうしん}される場合^{ばあい}は、3箇月^{かげつまえ}前から更新^{こうしん}手続^{てつづき}ができますので、下記^{かき}に掲載^{けいさい}のものを添^そえて申請^{しんせい}してください。</p> <p>18歳^{さい}以上の人^{ひと}は、簡単^{かんたん}な聞き取り^{ききと}がありますので、必ず^{かなら}事前に^{じぜん}に連絡^{れんらく}の上^{うえ}、手続^{てつづき}してください。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要なもの^{ひつよう}】① 申請書^{しんせいしょ}(障がい福祉課^{しょうふくしか}窓口^{まどぐち}でお渡し^{わた}します。)</p> <p style="text-align: center;">② 顔写真^{かおじやしん}(縦^{たて}4センチメートル×横^{よこ}3センチメートル)</p> <p style="text-align: center;">③ 現在^{げんざい}お持ち^{もち}の手帳^{てちょう}</p>
居住 ^{きまじゅう} 地 ^ち 氏名 ^{しめい} 変更 ^{へんこう}	<p>下記^{かき}に掲載^{けいさい}のものを添^そえて、下記^{かき}手続^{てつづき}窓口^{まどぐち}で変更^{へんこう}手続^{てつづき}をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外^{しがい}への転出^{てんしゅつじ}時の手続^{てつづき}窓口^{まどぐち}: 転出^{てんしゅつさき}先の障がい福祉^{しょうふくしか}担当^{たうまどぐち}窓口 ■ 市内^{しなひ}での転居^{てんきょじ}時の手続^{てつづき}窓口^{まどぐち}: 障がい福祉^{しょうふくしか} <p>【手続^{てつづき}に必要なもの^{ひつよう}】 現在^{げんざい}お持ち^{もち}の手帳^{てちょう}</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名^{しめい}、連絡^{れんらく}先^{さき}、保護^{ほご}者^{しや}の変更^{へんこう}手続^{てつづき}も同様^{どうよう}です。
再 ^{さい} 交 ^{こう} 付 ^ふ	<p>手帳^{てちょう}を紛失^{ふんしつまた}又は破損^{はそん}したときは、下記^{かき}に掲載^{けいさい}のものを添^そえて、再^{さい}交^{こう}付^ふの申請^{しんせい}をしてください。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要なもの^{ひつよう}】① 現在^{げんざい}お持ち^{もち}の手帳^{てちょう}(破損^{はそん}の場合^{ばあい})</p> <p style="text-align: center;">② 顔写真^{かおじやしん}(縦^{たて}4センチメートル×横^{よこ}3センチメートル)</p>
返 ^{へん} 還 ^{かん}	<p>手帳^{てちょう}の交^{こう}付^ふを受けた人^{ひと}が死亡^{しぼう}された場合^{ばあい}又は対象^{ばあい}事項^{じこう}に該当^{がいとう}しなくなった場合^{ばあい}は、下記^{かき}に掲載^{けいさい}のものを添^そえて、障がい福祉課^{しょうふくしか}窓口^{まどぐち}で返還^{へんかん}手続^{てつづき}してください。</p> <p>【手続^{てつづき}に必要なもの^{ひつよう}】 返還^{へんかん}する手帳^{てちょう}</p>
そ の 他	<p>手帳^{てちょう}を他人^{たにん}に譲渡^{じょうた}又は、貸与^{たいよ}することはできません。</p>
窓 ^{まど} 口 ^{ぐち}	<p>障がい福祉課^{しょうふくしか}</p>

※ 申請^{しんせい}を受け付けてから手帳^{てちょう}が交^{こう}付^ふされるまでの所要^{しやうじかん}時間

【申請^{しんせい}手続^{てつづき}】・【更新^{こうしん}】……………約60日から90日

【再^{さい}交^{こう}付^ふ】……………約40日から60日

なお、手帳^{てちょう}が交^{こう}付^ふされましたら、障がい福祉課^{しょうふくしか}より連絡^{れんらく}させていただきます。

3 精神障がい者保健福祉手帳

<p>内 容</p>	<p>精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。</p> <p>障がいの程度により1級から3級までの等級があります。</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>申請手続</p>	<p>医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <p>① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。</p> <p>(1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの)</p> <p>(2) 障がい年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。)</p> <p>■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し</p> <p>■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>④ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。)</p> <p>※年金支給理由に、精神以外の障がいがありましたら、手帳申請は不承認となる場合があります。その場合は、改めて医師の判断の上、診断書による申請を行うことは可能です。</p>
<p>更 新</p>	<p>手帳の有効期限は2年です。更新される場合は有効期限の3箇月前からできます。</p> <p>更新手続には、下記に掲載のものを添えて申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <p>① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。</p> <p>(1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの)</p> <p>(2) 障がい年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。)</p> <p>■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し</p> <p>■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>④ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。)</p> <p>⑥ 現在お持ちの手帳</p>
<p>等級変更</p>	<p>障がいの程度が変わったと思われる場合は、更新の場合と同じ手続を行ってください。</p>

<p>居住地 氏名変更</p>	<p>下記に掲載のものを添えて、下記の手続窓口で変更手続をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外への転出時の手続窓口：転出先の障がい福祉担当窓口 ■ 市内での転居時の手続窓口：障がい福祉課 <p>【手続に必要なもの】① 現在お持ちの手帳</p> <p style="padding-left: 40px;">② 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。
<p>再交付</p>	<p>手帳を紛失又は破損したときは、下記に掲載のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p style="padding-left: 40px;">② 委任状(任意代理人の場合は必要です。)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 現在お持ちの手帳(破損の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">④ 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p>
<p>返還</p>	<p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は対象事項に該当しなくなった場合は、下記に掲載のものを添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】 返還する手帳</p>
<p>その他</p>	<p>手帳を他人に譲渡又は、貸与することはできません。</p>
<p>窓口</p>	<p>障がい福祉課</p>

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要時間

【申請手続】・【更新】・【等級変更】……90日前後

【再交付】……60日前後

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。

